

# 速度取締り指針

令和6年1月  
岩国警察署

## 速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 20:00	全区域	50・60km/h
国道188号	6:00 ~ 20:00	全区域	50・60km/h
岩国・玖珂線	6:00 ~ 20:00	全区域	50・60km/h

- 国道や県道などの主要幹線道路において、速度抑制・事故発生時の被害軽減を図るため、実勢速度を抑制する必要があります。
- 通学路・生活道路において速度抑制を図るため、同道路の速度抑制に配慮した速度取締りを推進していく必要があります。

## 管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）



※ ● ~ 人身事故発生場所

- 管内において交通指導取締りを行った結果、2,751件を検挙し、令和5年上半期(3,039件)と比べて取締り件数は約9.5%減少し、交通事故発生件数は約11%増加しています。
- 人身事故は、国道2号、国道188号、県道岩国玖珂線などの主要幹線道路で多数発生しており、重点路線に指定して取締りを実施しましたが、依然として発生しているため引き続き取締りが必要と認められます。

## その他の交通指導取締り

- 午後の時間帯において人身交通事故が多発していることから、同時帯での取締りを強化します。
- 児童の登下校時の安全を確保するため、登校・下校時間帯の通行禁止違反の取締りを強化します。